

千歳市かわまちづくり推進協議会設置要綱

令和7年11月25日市長決裁

(目的及び設置)

第1条 河川空間とまちの空間が融合した魅力ある地域の創出に向けて策定した「千歳市かわまちづくり計画」に基づく整備内容、地域との連携方策、利活用推進に向けた情報発信方法等について協議し、効果的な整備や取組の推進を目的に「千歳市かわまちづくり推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、千歳市かわまちづくり計画に関する次の事項について検討及び協議を行う。

- (1) 計画の推進に関すること
- (2) 計画に基づく事業の実施に関すること
- (3) 計画の変更に関すること
- (4) その他計画に関すること

(検討範囲)

第3条 検討範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 国道36号千歳橋から道の駅までの区間における千歳川の河川区域及びその周辺の区域
- (2) 検討範囲については必要に応じて変更することができることとする。

(組織)

第4条 協議会は、「千歳市かわまちづくり計画」の策定に携わった者を基本に組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等が推薦した者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 市長は、協議会に委員のほか、専門的な助言を受けるためアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、依頼の日から令和12年度までとする。

ただし、市長が必要と認めたときは、任期を変更することができる。

2 委員の交代が必要と認められる場合は、関係団体等の申し出により、会長の承認を得て交代することができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長がやむを得ない理由があると認める場合は、書面により会議を開くことができるものとする。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、千歳市建設部事業庶務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めていない事項や協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮り決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要綱による最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。